

豊川市民病院

経営形態「全部適用」へ

改革プラン策定会議で承認

豊川市民病院の今後、あり方を検討する改革プラン策定会議（長瀬誠一）の第2回会合が21日、豊川市役所で開かれた。経営形態について、事務局長が、予

算、人事権を持つ地方公営企業法の全部適用に移行する方針を事務局長が示し、承認した。

現行の経営形態は、地方公営企業法の一部適用。開設者の市長が

経営者に権限を与えられ、経営者の指揮の下に経営が左右されるシステムがあるが、じじい適、柔軟な対応が可能。業務実績などを反映させた給与体系を導入でき、優秀な医師の医師、研修医の医師スタッフの確保に向けて「ちのちの」ある職場にするのが重要で全部適用が適当」とした。実行の時期については「早急に実施する」としている。

了承。現行100%を越えている病床利用率の目標値は概算が出たほか、産婦人科や小児医療、救急などでも病院が果たす役割について、事務局長は「今後の再編・ネットワーク化の中で示すと説明した。改革プランは、総務省が示した公立病院改革ガイドラインを踏まえ、今年度中にまとめる。（中村晋由）

運営責任者で予算や人事などの権限を持つが、行政施策が反映しやすい反面、じじい適、柔軟な対応が難しく、経営責任の範囲が不明確などの課題がある。全部適用は、事業